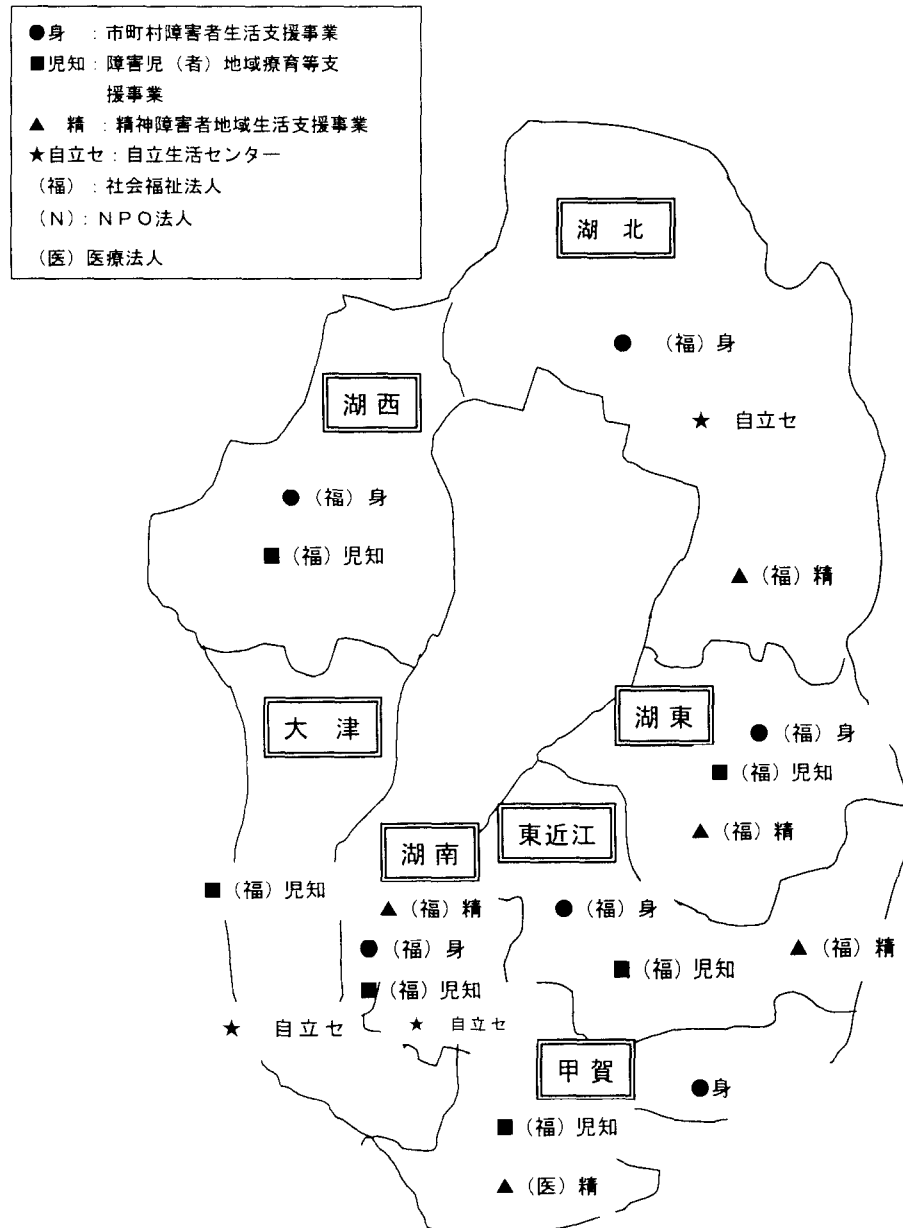
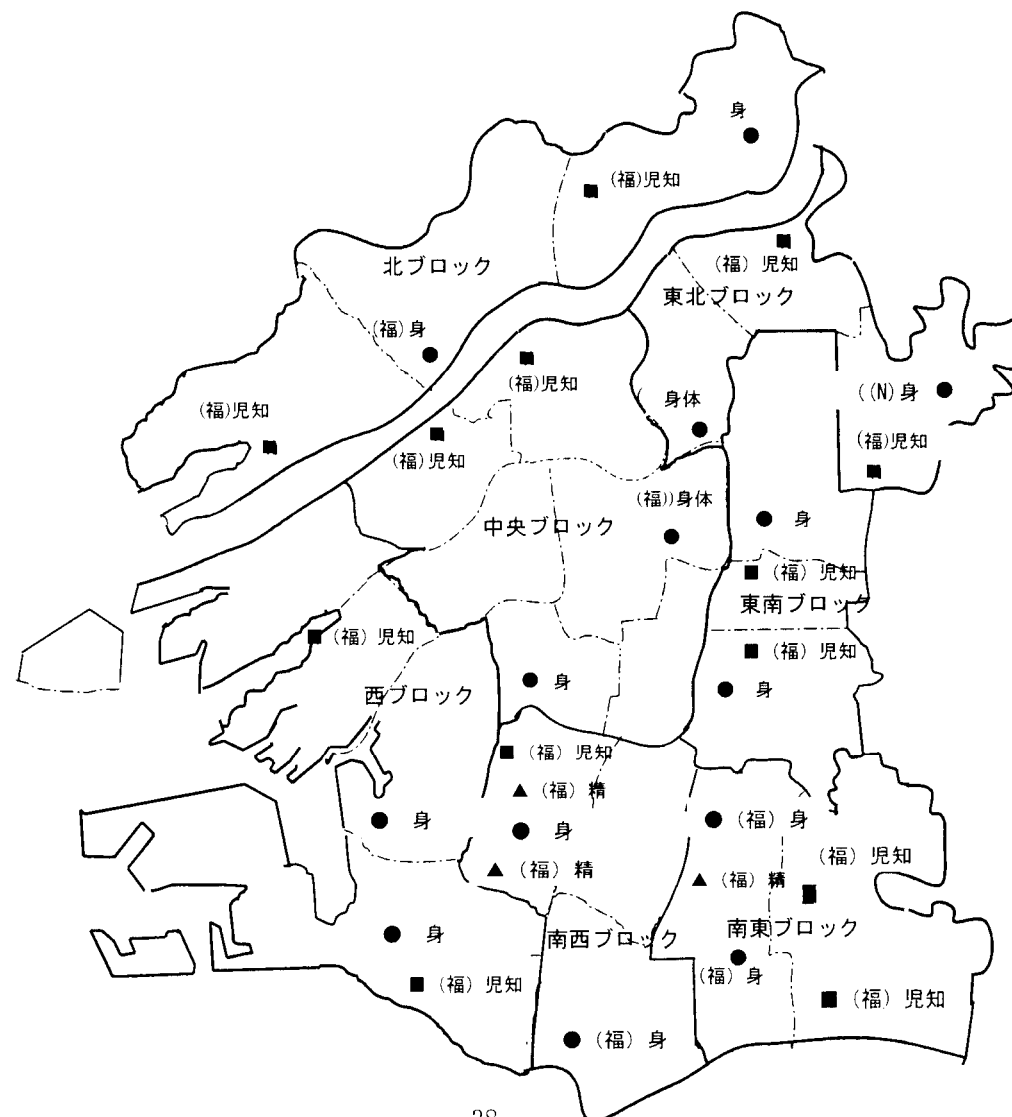


相談支援事業配置状況 圏域型
(S県)



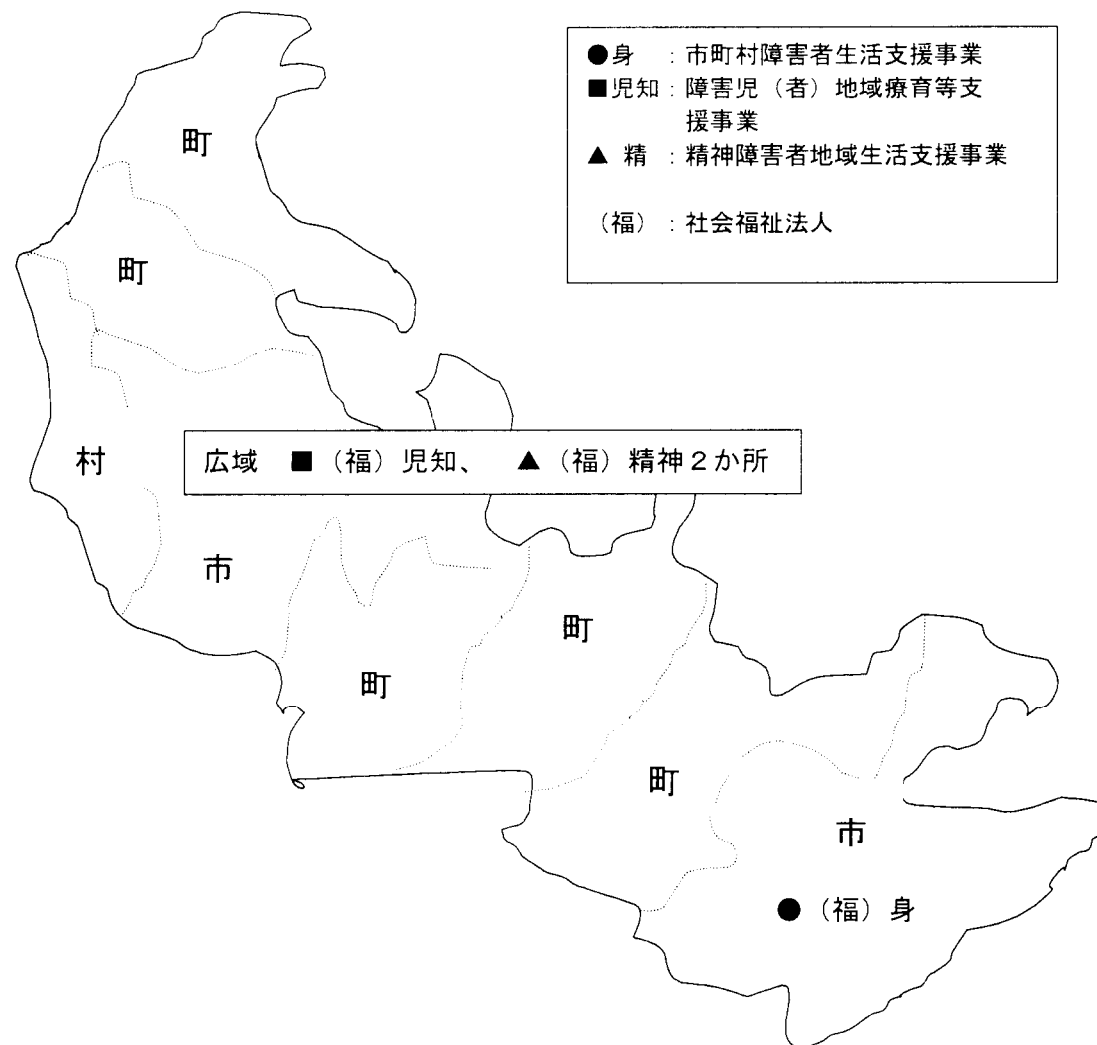
相談支援事業配置状況 大都市型 (○指定都市)

- 身 : 市町村障害者生活支援事業
- 児知 : 障害児(者)地域療育等支援事業
- ▲精 : 精神障害者地域生活支援事業
- (福) : 社会福祉法人
- (N) : NPO法人



相談支援配置状況 圏域・市町村型

(F 県 L 圏域)



地域生活支援ステップアップ事業

(障害者地域生活推進特別モデル事業)

新たに相談支援事業に取り組んでいこうとする市町村等が、地域生活支援の取組みの現状に応じ、地域生活支援の仕組みを段階的に向上させ、他の市町村の取組みに反映させることで全国的な地域生活支援の底上げを図る（１５年度から実施）。

⇒ １か所当たり事業費 ６００万円

※ １７年度は、新制度への移行も念頭に置きつつ、実施予定

支給決定関係のスケジュール（案）

月日	国	都道府県	市町村
17年3月			
4月			
5月	障害程度区分等素案の提示		
6月			障害程度区分等の試行事業の実施
7月			
8月			
9月	障害程度区分の確定		
10月	障害程度区分認定・審査マニュアル等の確定		
11月	政省令・通知等の発出	認定調査員等研修の開催	
12月			
18年 1月			新たな支給決定（障害程度区分等）の開始
18年10月			新支給決定の完全実施

IV. 障害福祉サービスの利用者負担の見直し

障害福祉サービス(個別給付)に係る 利用者負担の見直しの必要性

- サービス提供未実施市町村が多く、新規の利用者が急速に増えることが見込まれる
- 既存の利用者と新規の利用者の公平

○当面、新たにサービスを利用し始める者の増加によるサービス量や、支援の必要度に応じたサービス量を確保することが必要。

必要なサービスを確保するため、制度の効率化・透明化等を進めるとともに、その費用を皆で負担し支え合うことが不可欠。

＜利用者負担＞

- 在宅と施設のバランスのとれた負担
- サービスの利用量に応じた負担

＜国・都道府県の負担＞

制度的課題の解決を前提に、国及び都道府県の財政責任を強化する。

平成15年度実績	支 援 費		児童入所施設 (親等)
	ホームヘルプ	入所・通所施設	
生活保護	0円	0円	0円
市町村民税非課税	0円	53,000円	2,200円
市町村民税課税 (均等割課税)	1,100円上限 (50円／30分)	身体障害者 療護施設 96,000円	4,500円
市町村民税課税 (所得割課税)	1,600円上限 (100円／30分)	※実収入に応じて	6,600円
所得税課税	2,200円上限 (150円／30分) ～費用全額		9,000円～費用全額
実質的な負担率	約1%	約10%(入所) 約1%(通所)	約5%
費用負担をしている者の 比率	約5% (本人)	約90%(入所・本人) 約5%(通所・本人)	約70%

※1 入所施設・通所施設については、収入から一定額を控除した上で費用負担を求めているが、控除額が入所施設は月額2万円～4.6万円であるのに対して、通所施設は月額13万円程度と高くなっており、実質的に通所施設の利用者の負担は、ほとんど生じなくなっている。

※2 精神障害者社会復帰施設は、負担の仕組みが異なり、食費、施設利用料等の実費については全額自己負担であり、直接サービスに係る負担はない。

障害福祉サービスに係る利用者負担の見直しの考え方

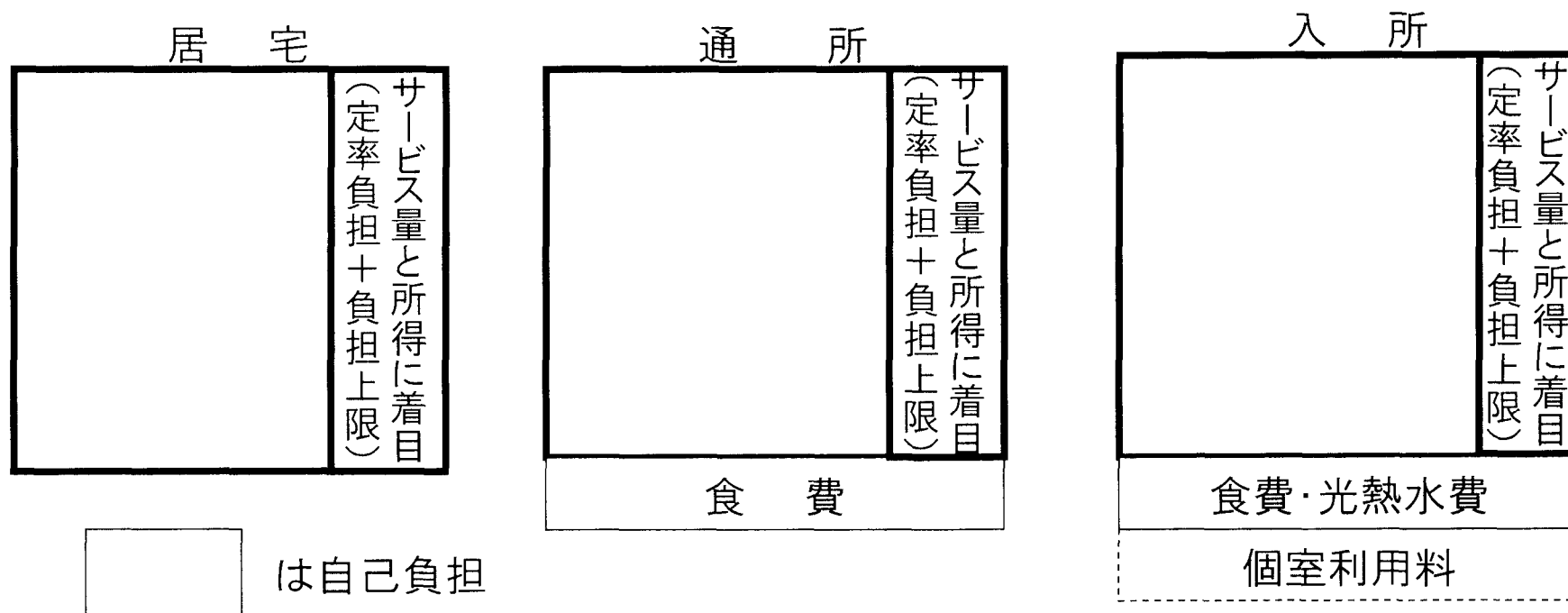
ー 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担 ー

(居宅、通所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約1%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担
(入所)

○ 応能負担(現在の平均負担率約10%) → 実費負担＋サービス量と所得に着目した負担

負担能力の乏しい者については、経過措置も含め負担軽減措置を講ずる。



この他、医療費・日用品費は自己負担

※精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。それまでは、現行と同じ仕組み。

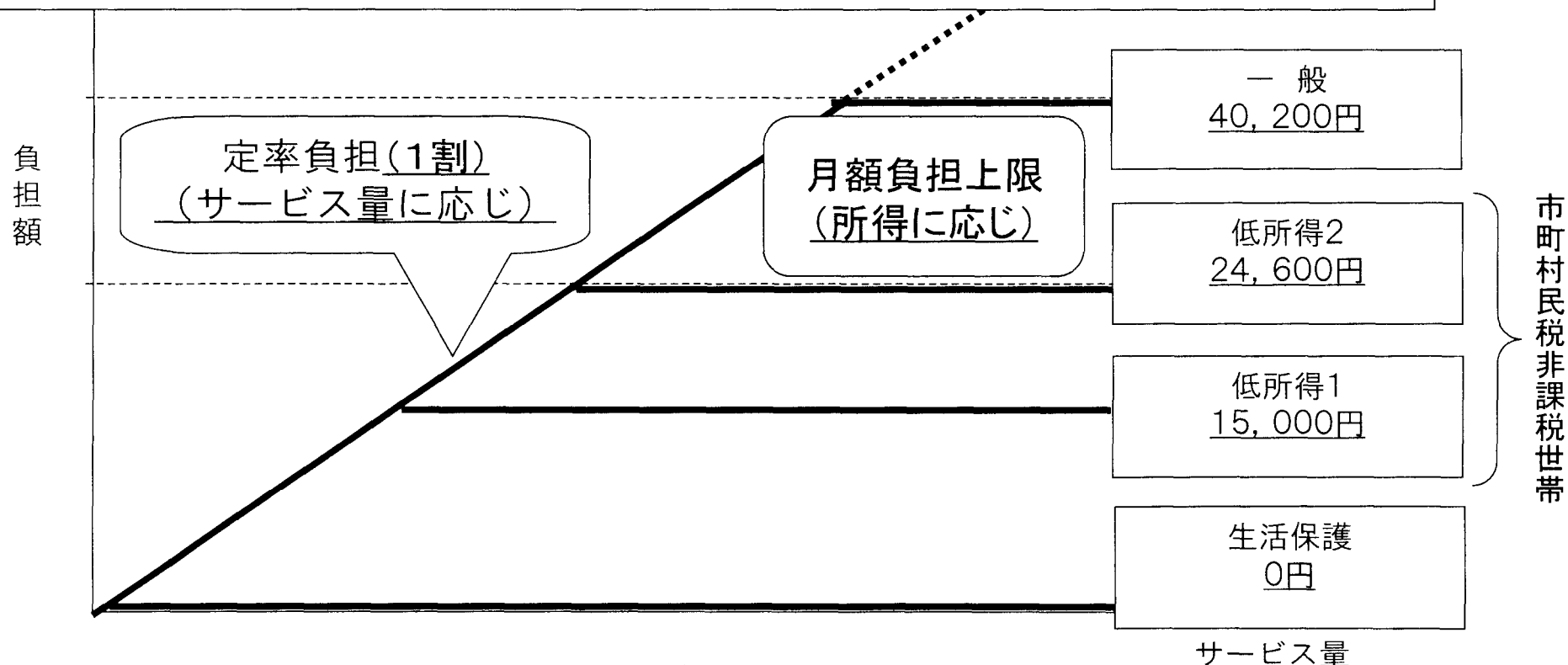
障害福祉サービスの利用者負担の見直し

ー サービス量と所得に着目 ー

所得にのみ着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組みに見直す。

- 契約によりサービスを利用する者と利用しない者との公平を確保する。(障害者間の公平)
- 制度運営の効率性と安定性を確保する。(障害者自らも制度を支える仕組み)

これと併せて、国、都道府県の財政責任の強化(義務負担化)を図る。



※ 負担上限の該当の有無は、各サービスに係る負担額の合計で計算する。

※ 精神関係の施設は、平成18年10月以降に、新施設・事業体系に移行したものから対象となる。移行までは、現行と同じ仕組み。

(参考)負担軽減する者の範囲(負担能力等の区分)

他制度との均衡を確保しつつ、普遍的な仕組みとする。

生活保護:生活保護世帯に属する者

低所得1:市町村民税非課税世帯であって世帯主及び世帯員のいずれも各所得がゼロであり、かつ、世帯主及び世帯員のいずれも収入が80万円(障害者基礎年金2級相当)未満である世帯に属する者

→ グループホームで単身で生活する基礎年金2級のみの方

低所得2:世帯主及び世帯員の全員が市町村民税の均等割非課税である世帯に属する者

→ 税制上の障害者控除や障害年金が非課税所得であること等から、通常の市町村民税非課税世帯よりは実収入水準は高くなる。障害者を含む3人世帯で障害基礎年金1級を受給している場合、概ね300万円以下の収入に相当。

※ 医療保険、介護保険等の他制度においては、障害のある者もない者も世帯の一員である場合には、経済的な面においては他の世帯構成員と互いに支え合う一体的な生活実態にあるという前提で、負担能力の有無を認定する際に、個人単位ではなく、「生計を一にする者」の全体の経済力を勘案しており、例えば健康保険においては、家族に保険料を求めない被扶養者制度等が設けられている。

※ 「生計を一にする者」の範囲については、法律事項ではないことから、法の施行時まで具体的に検討。

施設利用に係る実費負担

- 施設利用の場合と地域で生活する場合との費用負担の均衡を図るため、食費、光熱水費について自己負担とするとともに、個室利用（障害の状態等から個室利用が不可欠な場合を除く）に係る費用について利用者の負担とする。
- 食費等の実費については、利用者保護の観点から、施設が利用者に求めることができる費用の範囲を明確にした上で、その範囲内で、施設ごとに設定し、利用者と契約する仕組みとする。

（参考）施設利用に係る食費、光熱水費の現状

（１）入所施設

食費４．８万円／月、光熱水費１．０万円／月

（２）通所施設

食費６５０円／日

注）食費、光熱水費のコストは、個々の施設によって異なるが、上記の数値は、高齢者施設等の状況を踏まえ推計したもの。